平成２３年（フ）第１７１号
大津市和邇高城192番地の354
債務者　73ｃａｆｅこと　高木　悠介
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
大津市和邇高城192番地の354
債務者　カフェ　クウ・フランこと　高木　芳美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
大津市美空町１番８―203号
債務者　池田　信一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８０号
大津市三大寺10番４―104号
債務者　北川　勝美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
広島県東広島市八本松東４丁目８番24号
債務者　山本　靖子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５９号
広島県東広島市安芸津町風早987番地
債務者　平賀　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
広島県呉市安浦町安登東６丁目９番14号
債務者　渡邊かよ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０５号
愛媛県松山市高木町88番地２
債務者　浅野　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
大分市大字羽田48番地の１　ビオス羽田607
債務者　川野　守之
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳1643番地
債務者　藤　　正和
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２３号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内２丁目12番16―501号
債務者　亀ケ森泰子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２４号
宮城県白石市福岡長袋字山ノ下91番地
債務者　箭内　順子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４２５号
京都市西京区大原野石作町1051番地
債務者　三浦　博巳
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ａ―618
債務者　レフマン　アタ　ウルこと　ＲＥＨＭＡＮ　ＡＴＴＡ　ＵＲ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ａ棟618号
債務者　レフマン貴美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
京都府宇治市宇治字文字27番地の２　クレセント宇治402号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
京都市山科区東野中井ノ上町７番地の22
債務者　川中　純一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
京都市西京区御陵峰ケ堂町１―19―５、住民票上の住所京都府向日市物集女町燈篭前２番地の３　アンビエント東向日ベルクール508号
債務者　下見　真史
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係